

消 防 予 第 496 号
令和 7 年 11 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

改正火災予防条例（例）の運用等について（通知）

今般、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（令和 7 年 11 月 12 日付け消防予第 444 号）により示したとおり、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「省令」という。）、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号。以下「告示」という。）及び火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。以下「条例（例）」という。）を改正公布したところです。

本改正では、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえ、その特性に応じた内容となるよう所要の見直しを行いました。

また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催した輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書において、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、条例（例）について所要の見直しを行いました。

今般、改正後の条例（例）（以下「新条例（例）」という。）の運用等について、下記のとおりとりまとめましたので、その取り扱いに十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 新条例（例）の運用に当たっての留意事項

- (1) 簡易サウナ設備の定義（新条例（例）第7条の2第1項関係）
バレル型サウナやテント型サウナに複数のサウナ設備を設置する場合は、定格出力等によらず簡易サウナ設備として扱わないこと。
- (2) 定格出力（新条例（例）第7条の2第1項関係）
定格出力については、販売・製造業者の仕様書等を確認し、判断すること。
- (3) 熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替で設置する消火器（新条例（例）第7条の2第1項第2号関係）
ア 薪を熱源とする簡易サウナ設備において、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器は、消防法施行令第10条第2項の規定の例により設置すること。
なお、消防法第17条に基づき設置する消防用設備等ではないが、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替であるため、常に使用できる状態である必要があることに留意すること。
イ 簡易サウナ設備を防火対象物の屋上等に設置する場合、当該部分は消防法施行規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当することに留意すること。
また、その場合、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器は、原則として、簡易サウナ設備専用のものとする必要があるが、実態に応じて、「その他多量の火気を使用する場所」に設置する消火器と兼用することも考えられる。
- (4) 維持管理（新条例（例）第7条の2第2項関係）
必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に維持管理すること。
- (5) 転倒防止（新条例（例）第7条の2第2項関係）
省令第12条第1号において、火気設備は容易に転倒しないものとすることが求められているところであり、特にテント型サウナは軽量であることから、適切な転倒防止措置が確保されるよう留意すること。
- (6) 使用上の注意点（新条例（例）第7条の2第2項関係）
薪の投入量にあっては、取扱説明書に記載の量を遵守する等、取扱説明書に従って適切な方法で使用することや、強風時には使用しないことを徹底することが必要であること。
- (7) 設置の届出（新条例（例）第44条関係）
ア 簡易サウナ設備の設置の届出について「個人が設ける」とは「所有者本人が私生活の用に供するために設ける」ことを指すものであり、例えば個人事業主が事業のために設置するものは届出が必要であること。
イ 今般の改正は、規制の緩和をするものであるため、既に設置されている場合は、届出等は不要であるが、各自治体において条例を定め、運用されているものであるため、各消防本部において判断すること。

2 その他

簡易サウナ設備を単独で設置する場合は、消防法施行令別表第1（15）項（その他の事業場）として取り扱うことを基本としつつ、公衆浴場法が適用される場合には、（9）項（公衆浴場）に該当するものとして取り扱うことが適当であると考えられる。他の用途の防火対象物に併設される場合は、防火対象物全体の状況を総合的に勘案し、実態に応じて判定すること。

また、簡易サウナ設備の離隔距離（建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離）については、検討会において検証した製品を検討会ホームページで示しているほか、製造事業者が実験により安全性を確認した距離を事業者団体である一般社団法人アウトドアサウナ協会がとりまとめ、ホームページに公表する予定であり、これらを参考として運用されたい。

消防庁予防課

担 当：川合、谷川、中臺

電 話：03-5253-7523

E-mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp